

ジフテリア百日せき破傷風（DPT）予防接種

◆接 種 年 齢 ：生後2か月から7歳6か月未満

◆接 種 方 法 ：皮下接種（合計4回接種）

1 期初回 ：20日以上、標準的には56日までの間隔を空けて3回接種

前回接種日を0日として21日目より接種可能です

1 期追加 ：初回3回目の接種を終了してから1年から1年半の間に1回接種

◆接 種 場 所 ：市内指定医療機関

◆持 ち 物 ：母子健康手帳、予診票、マイナンバーカードなど住所を確認できるもの
*母子健康手帳を忘れた場合は接種できませんので必ずご持参ください。

◆費 用 ：無料

☆百日せきにかかったことがあり、ジフテリア破傷風（DT）ワクチンでの接種を希望される場合は、医師にご相談ください。

☆1期の接種回数が不十分な場合2期（11歳～13歳未満）の接種時期に、自費で不足分の接種が必要となる場合があります。4回確実に接種しましょう。

☆この予診票を使用できる方は、接種日時点で野田市に住民登録のある方です。転出された方（異動日を含む）は転出先の市町村窓口にご相談ください。

☆医療機関によって、予約が必要な場合や、予防接種を実施する時間帯や日程をあらかじめ決めていることがあります。事前に連絡してから受診しましょう。

☆予診票は医師にとって大事な情報です。責任をもって記入してください。記入漏れや間違いは予防接種の間違いにつながります。ボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

☆予防接種は体調のよいときに、お子様の体調がよくわかる保護者の方がお連れください。予防接種を受ける予定であっても、お子様の体調がよくないと思ったら接種は控えましょう。

☆接種後は、母子健康手帳の予防接種の記録を再度ご確認ください。

【ジフテリアについて】

ジフテリア菌による細菌性呼吸器感染症です。発熱・咽頭痛・頭痛・倦怠感・えん下痛などで始まり、鼻づまり・鼻血・かすれ声・呼吸困難・呼吸筋の麻痺などが続きます。適切な治療や予防接種で重症になることはまれとなりましたが死に至ることもある病気として注意が必要です。

【百日せきについて】

コンコンと激しくせき込んだ後ヒューと笛を吹くような音をたてる特有のせきが、およそ百日にわたって続く、百日せき菌による細菌性呼吸器感染症です。かぜ症状から始まり特有なせきが発作的に現れます。約1か月を過ぎるとせきの回数は少なくなります。回復には3か月ぐらいかかることもあります。合併症として、肺炎・鼻血・結膜出血があります。また激しいせきの後に脳出血を起こし死亡することがまれにあります。

裏面に続く

【破傷風について】

けがをしたときに土の中にいる破傷風菌が傷口に入って起こります。小さな傷からも感染することがあり、菌の毒素により神経の麻痺や筋肉のけいれんを起こし、死亡する確率の高い危険な病気です。自然感染による免疫は期待できない為、予防のためにもワクチンを接種して免疫をつけておく必要があります。

★ 副反応について ★

接種部位の発赤・腫れ・痛み等局所反応が最も多く、通常 3～4 日で消失します。ただし、腫れがひどい場合は接種部位を清潔にし、冷やして様子を見てください。硬結は縮小しながらも数か月残ることもあります。時に発熱（37.5～38.5℃くらい）もあります。

なお、極めてまれに重大な副反応としてショック、アナフィラキシー様症状があります。

★ こんなときは受けられません ★

- ① 発熱しているとき（接種会場で体温が37.5℃以上ある場合）

※平熱の高い人は主治医に相談してください

- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
③ このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合
④ 以下の病気にかかっている場合

麻しん（はしか）	治癒後4週間程度あける
風しん（三日はしか）・水痘（水ぼうそう）・おたふくかぜ等	治癒後2～4週間程度あける
突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）等	治癒後1～2週間程度あける

いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます

- ⑤ その他、医師が予防接種を受けることが不相当と認めた場合

★ こんなときは受ける際に注意が必要です ★

- ① 心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合
② これまで予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合
③ 過去にけいれんを起こしたことがある場合は、事前に主治医に相談してから受けるようにしましょう
④ 過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる場合

★ 予防接種による健康被害救済制度について ★

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなど、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

<問合せ先>

保健センター ☎04-7125-1190

関宿保健センター ☎04-7198-5011

